

資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、スポーツプラザマツダ(有限会社松田産業)発行の「練習ボールカード」につきましては、令和6年1月31日(水)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

練習ボールカード種類	
販売価格(円)	練習度数
10,000	11,500
5,000	5,500
3,000	3,100
2,000	2,050
1,000	1,000

2. ご利用終了日

令和6年1月31日(水)

3. 払戻しの申出期間

令和6年2月5日(月)から令和6年4月6日(土)まで

受付時間

令和6年2月5日(月)から令和6年2月29日(木)まで

正午から午後5時まで(土、日、祝除く)

令和6年3月1日(金)から令和6年4月6日(土)まで

午前8時から午後11時まで(月曜日午前を除く)

※当該期間内に払戻しの申出が無い場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

スポーツプラザマツダフロントに残高のある練習ボールカードを持参して下さい。残高を確認の上、現金と交換または新しいICカードに残高を移行いたします。

5. お問い合わせ

スポーツプラザマツダ(有限会社松田産業)フロント受付

〒514-1255 三重県津市庄田町 2639 番地1

電話059-256-5321 HP:<https://www.sp-matsuda.jp/>